

建設局災害復旧等功労者公表要綱

施 行 令和 2 年 6 月 18 日

（目 的）

第 1 この要綱は、東京都災害対策本部が設置された災害（以下「大規模災害」という。）等からの復旧のため、建設局（以下「局」という。）が施行する工事又は委託（以下「工事等」という。）のうち、迅速な復旧や現場状況に応じた適切な対応等で災害復旧に寄与した団体及び優良な成績を収めた工事等を公表して、受注者又は受託者（以下「受注者等」という。）の施行意欲を喚起し、もって局事業の円滑な推進に資することを目的とする。

（公表の対象）

第 2 公表する「建設局災害復旧等功労者」は、大規模災害等の際に応急復旧業務を実施した建設業団体等及び災害復旧工事等の施行の成績が優良な工事等とする。

（公表の方法）

第 3 公表は、総務部及び各事業所（東京都組織規程（昭和 27 年東京都規則第 164 号）別表 3 に掲げる本庁行政機関のうち部相当のものをいう。以下「所」という。）及び支庁において掲示して行う。

2 公表する内容は、団体については団体名を、工事等については工事・委託件名、受注者・受託者名、現場代理人名（委託は代理人名）、主任技術者名、監理技術者名等を公表するものとする。

3 公表した団体及び工事等の受注者等には、書状をもって賞することができる。

4 公表は、年 1 回、前年度に完成した工事等について行うものとする。

（公表の手続）

第 4 所の長及び支庁長は、この要綱により公表する必要があると認めるものがあるときは、所管部長に内申するものとする。

2 所の長及び支庁長は、内申に先立ち所及び支庁に所（支庁）「建設局災害復旧等功労者」選定委員会を設置し、内申する団体や工事等が第 2（公表の対象）に該当するか審査する。

3 所（支庁）「建設局災害復旧等功労者」選定委員会の組織及び運営は、所（支庁）課長会に準ずるものとする。

4 所管部長は、前項の内申を受け内容が適当であると認めるときは、局長に推薦するものとする。

（公表工事等選定委員会等の設置）

第 5 公表の適正を期するため、局に公表工事等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、公表の対象として適当であるか否かを審査するものとする。

2 委員会の組織及び運営は、部長会に準ずるものとする。

3 委員会の審査を補佐するため、幹事会を設置することができる。

4 幹事会の幹事長は企画担当部長とする。

(建設局災害復旧等功労者の決定)

第6 局長は、第4の4の規定による推薦があつたときには、委員会の議を経て、公表する団体及び工事等を決定するものとする。

(建設局災害復旧等功労者の取消し)

第7 「建設局災害復旧等功労者」として公表された団体及び工事等のうち、公表後に、「建設局災害復旧等功労者」にふさわしくない事項が発覚した場合、委員会の議を経て「建設局災害復旧等功労者」の取消しを行うとともに、公表するものとする。

(細 目)

第8 企画担当部長は、この要綱の実施に関し必要な事項について、細目を定めることができる。

付 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。